

別表第2（第6条関係） 抜粋

(2) 屋外施設基本使用料

利用区分		単位	金額
山口市長者ヶ原運動公園	2分の1面につき	1時間	275円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの使用料は、規定の使用料の5倍の額とする。
- 3 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。